

## 令和6年度 野洲市こどもの家入所申請のご案内

### 【こどもの家とは】

野洲市では、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に安心・安全な居場所を提供するため、こどもの家を開設しています。令和6年4月からの入所（年度途中入所を含む）を希望する方は、次の要領で入所申請（申込み）をお願いします。こどもの家入所については、毎年入所申請（申込み）手続きが必要です。前年度からの継続入所希望の方も、同様の手続きが必要です。

### I. こどもの家の定員など

| 名称        | 定員    | 電話番号     | 所在地                             |
|-----------|-------|----------|---------------------------------|
| 野洲第一こどもの家 | 40名   | 586-2253 | 野洲市小篠原 2142 番地 17<br>(野洲文化小劇場前) |
| 野洲第二こどもの家 | 40名   | 586-1617 |                                 |
| 野洲第三こどもの家 | 40名   | 587-5913 |                                 |
| 野洲第四こどもの家 | 40名   | 587-5914 |                                 |
| 野洲第五こどもの家 | 40名   | 587-5915 |                                 |
| 野洲第六こどもの家 | 40名   | 587-5916 |                                 |
| 野洲第七こどもの家 | 50名   | 586-6547 | 野洲市小篠原 1156 番地 4 (野洲小学校となり)     |
| 三上第一こどもの家 | 35名   | 587-4904 | 野洲市三上 111 番地 (三上小学校内)           |
| 三上第二こどもの家 | 35名   | 587-4904 |                                 |
| 北野第一こどもの家 | 80名   | 588-4402 | 野洲市市三宅 248 番地 (北野小学校となり)        |
| 北野第二こどもの家 | 80名   | 588-4402 |                                 |
| 北野第三こどもの家 | 80名   | 587-3583 | 野洲市市三宅 252 番地 1 (北野小学校敷地内)      |
| 北野第四こどもの家 | 80名   | 587-3584 |                                 |
| 祇王第一こどもの家 | 40名   | 587-0353 | 野洲市上屋 1295 番地 (祇王小学校となり)        |
| 祇王第二こどもの家 | 50名   | 587-0353 |                                 |
| 祇王第三こどもの家 | 40名   | 586-3411 | 野洲市上屋 1295 番地 (祇王小学校敷地内)        |
| 祇王第四こどもの家 | 40名   | 587-6464 |                                 |
| 祇王第五こどもの家 | 40名   | 587-6465 |                                 |
| 祇王第六こどもの家 | 40名   | 587-6466 |                                 |
| 篠原第一こどもの家 | 60名   | 588-1266 | 野洲市大篠原 1414 番地 (篠原小学校敷地内)       |
| 篠原第二こどもの家 | 25名   | 588-1266 |                                 |
| 中主第一こどもの家 | 50名   | 589-6306 | 野洲市西河原 712 番地 (中主小学校敷地内)        |
| 中主第二こどもの家 | 40名   | 589-6306 |                                 |
| 中主第三こどもの家 | 60名   | 589-6673 |                                 |
| 中主第四こどもの家 | 60名   | 589-6674 |                                 |
| 合計 25ヶ所   | 1225名 |          |                                 |

※ 名称・定員は変更になる場合があります。

※ 北野こどもの家では、入所申請状況により学校等施設を利用します。

## II. 入所対象となる児童の要件

入所できる児童は、小学校及び特別支援学校小学部に就学する1年生から6年生までの児童で、かつ本市に住所があり、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- ① 保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童
- ② 保護者または家族の疾病等により、昼間の保護を必要とする児童
- ③ 児童の生活環境や児童の発達状況等から、健全育成上必要と認められる児童
- ④ ①～③に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める児童

※労働等の基準は「1か月間で月12日以上かつ日中4時間以上の勤務（通勤時間を含む。）であること」とします。

なお、提出書類の内容を厳正に審査し、必要に応じて実態調査を行います。

## III. 開所日

- ① 市内小学校における学校課業日と春・夏・冬休み等の学校休業日（土日祝日・年末年始は除く）
- ② 市内小学校の振替休日などで開設の必要がある場合
- ③ 毎土曜日 土曜保育実施施設のみ（祝日・年末年始及び3月31日が土曜日の場合は除く）

## IV. 基本保育区分

- ① 通年保育・・・年間を通して利用
- ② 季節保育・・・春・夏・冬休み等の学校休業日の期間とその前後の給食がない日のみの利用（季節保育期間以外の振替休日等での開所日の利用はできません。）

季節保育の種類

| 保育の種類  | 期 間                         |
|--------|-----------------------------|
| 春季（4月） | 春休み（4月）の学校休業日の期間とその後の給食のない日 |
| 夏季     | 夏休みの学校休業日の期間とその前後の給食のない日    |
| 冬季     | 冬休みの学校休業日の期間とその前後の給食のない日    |
| 春季（3月） | 春休み（3月）の学校休業日の期間とその前の給食のない日 |

※入所申請により指導員の配置や運営費の算出等を行うため、通年保育と季節保育の相互の中途変更はできません。

※通年保育を利用する場合は、季節保育が実施される月のみの利用はできません。

※夏季季節保育及び冬季季節保育を利用する場合は、7月と8月及び12月と1月を分割しての利用はできません。

※いずれの保育区分も、土日祝日、年末年始は利用することができません。土曜日を  
利用される場合は別に申請が必要です。

## V. 保育時間

- ① 学校課業日 下校後～午後6時
- ② 学校休業日 午前8時30分～午後6時

※こどもの家では送迎はありません。

※学校課業日の登所は集団登所又は保護者等の送りとなります。また、降所は保護者等の迎えとなります。

※学校休業日の登所および降所は、保護者等の送迎となります。

※保育時間が昼（12時）を超える場合は、昼食（弁当持参）が必要です。

## VI. 延長保育

### ① 保育時間

- 1) 午前7時30分～午前8時30分（原則学校休業日のみ実施）
- 2) 午後6時～午後7時

※午後7時を超えての迎えで、こどもの家の運営に支障をきたすことがあった場合は、退所していただくことがあります。

### ② 種類

- 1) 延長保育（月額） ※入所申請書と併せて提出することができます。

月単位で申請が可能で、利用したい月あるいは変更（キャンセルを含む）が生じる月の初日の7日前（当該日が閉庁日であった場合は、前の日の開庁日）までに、こどもの家または市役所こども課へ申請が必要です。事前に申請がない場合は利用できません。

- 2) 緊急延長保育

利用する方はその都度、こどもの家に申請書を提出してください。

## VII. 入所申請に伴う添付書類について

入所申請の際に、「野洲市こどもの家（学童保育所）入所申請書」に加えて、「Ⅱ. 入所対象となる児童の要件」を満たす証明書類の提出が必要です。

| 添付書類<br>入所要件                   | ① 就労証明書 | ② 直近の確定申告書写し<br>または直近の課税証明書 | ③ その他                                                                                       |
|--------------------------------|---------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与所得者                          | ○       | ×                           | ※申請日から3ヶ月前までのものに限ります。                                                                       |
| 法人化している<br>自営業者<br>(株)・(有)等のこと | ○       | ×                           | 令和5年中に開業した場合、<br>登記簿写し、または公共機関<br>へ提出の雇用保険事業所設置<br>届出書など、事業を起こした<br>ことが分かる書類                |
| 法人化していない<br>自営業者               | ×       | ○                           |                                                                                             |
| 農 業                            | ×       | ×                           | 耕作証明書（農業委員会で無<br>料で発行）または農業所得収<br>支内訳書の写し（耕作面積の<br>記載のあるもの）<br>※経営規模により入所不許可<br>になる場合があります。 |
| 職業訓練学校等                        | ×       | ×                           | 入学証明書または在学証明書<br>および時間割表                                                                    |
| 介護・看護                          | ×       | ×                           | 対象者の診断書または介護保<br>険資格証書類等                                                                    |
| 病気 等                           | ×       | ×                           | 対象者の診断書（意見書）<br>または障害者手帳等                                                                   |

※入所要件に応じて○印の書類並びにその他欄に記載の書類を提出してください。

※在籍中に保護者の就労場所あるいは時間などの変更が生じた場合は、記載事項異動届および変更後の就労証明書を提出してください。

## Ⅷ. 入所申請区分と受け入れについて（表1を参照願います）

- ① 入所申請にあたっては、以下の規定で受付します。
  - 1) 入所対象児童は、通年保育・季節保育とも全学年とします。
  - 2) 入所可能なこどもの家は、原則、通っている学区のこどもの家とします。（越境入所申請は不可、市外小学校に通学している児童は住所地の学区のこどもの家となります。）
  - 3) 表1により、優先順位の高い学年区分から受け入れます。
  - 4) 各こどもの家は定員まで受け入れ、万一、この時点で入所できなかった児童については入所待機となります。
  - 5) 学年区分の途中で定員となった場合、抽選で順位付けをおこない、定員まで受け入れます。入所待機となる学年区分についても、抽選によって待機の順位を決定します。
  - 6) 小学校区に複数のこどもの家があるクラスの割り振りについては、**入所申請者数・保育区分・性別・学年などを勘案**し、抽選などの方法により決定します。
  - 7) こどもの家では、恒常的に医療行為が必要な児童の受け入れを原則お断りしています。

《表1》学年区分ごとの受け入れ順位は以下のとおりです。（①～⑫の順に受け入れます。）

| 学年 | 通年 | 季節 |
|----|----|----|
| 1年 | ①  | ④  |
| 2年 | ②  | ⑤  |
| 3年 | ③  | ⑥  |
| 4年 | ⑦  | ⑩  |
| 5年 | ⑧  | ⑪  |
| 6年 | ⑨  | ⑫  |

- ② 入所の決定にあたって
  - 1) 入所の可否については、令和6年1月下旬頃に文書にて通知します。
  - 2) 入所前に入所をやめたい場合は「辞退届」を、入所後に入所をやめたい場合は「退所届」の提出が必要です。

## Ⅸ. 土曜保育

- ① 利用対象者 こどもの家の入所許可を受けた保育区分の土曜日においてⅡの要件に該当する方
- ② 開所日時
  - 1) 開所日 毎土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに12月29日～1月3日の土曜日は開所しません。
  - 2) 開所時間 午前8時30分～午後6時 延長保育あり
- ③ 開所施設および定員
  - 1) 開所施設 **北野こどもの家 野洲市全学区を対象とした合同保育※になります。**  
※土曜保育については、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会の提言により、利用者の通勤等に配慮した施設として北野こどもの家を設定し、合同保育としています。
  - 2) 定員 おおむね80人～120人

④ 申込み・取消し方法

月単位での申込み(取消し)です。

土曜保育申請書・土曜延長保育申請書を就労証明書等の証明書類と併せて、各期限までに在籍するこどもの家に提出してください。

なお、取消し申請を期限までに提出されない場合は、利用の有無に関わらず保育料等を徴収します。

**提出期限**

土曜保育申請書 ……利用を希望する月の初日の14日前

土曜延長保育申請書(月額) ……利用を希望する月の初日の7日前

取消しの場合(月額) ……利用予定月の前月末まで

該当日が閉所日の場合は、その前日が期限になります。

⑤ 土曜保育を利用される場合は、昼食(弁当等)及びおやつを持参してください。

**X. 入所申請について**

① 入所申請書配布場所

各こどもの家・野洲市社会福祉協議会・市役所こども課

② 入所案内説明会

1) 会場 コミュニティセンターなかさと

2) 日時 令和5年10月22日(日) 午前10時～

※当日は託児スペースを用意しています。ご利用の際は、説明会開始10分前までに受付をしてください。

③ 入所申請期間と場所

▽窓口受付

|     | 第1回 入所申請期間                         | 第2回 入所申請期間                        |
|-----|------------------------------------|-----------------------------------|
| 場 所 | 市役所 別館1階 会議室                       | 市役所 別館1階 会議室                      |
| 日 数 | 4日間                                | 3日間                               |
| 期 間 | 令和5年11月8日(水)<br>～令和5年11月11日(土)     | 令和5年12月7日(木)<br>～令和5年12月9日(土)     |
| 時 間 | 午前9時～午後6時30分<br>ただし11/11(土)は午後5時まで | 午前9時～午後6時30分<br>ただし12/9(土)は午後5時まで |

▽オンライン受付

《受付期間》

開始 令和5年11月8日(水) 午前9時 から

終了 令和5年12月9日(土) 午後5時 まで

※オンライン申請は受付期間中24時間申請可能となります。

ただし、11月8日は午前9時から、12月9日は午後5時までとなります。

《申請方法》

野洲市HPにて掲載されているオンラインフォームから申請ください。

★令和6年度こどもの家(学童保育所)入所申込に関するHPはこちら ⇒



- ※入所申請書は、各こどもの家および野洲市社会福祉協議会へは提出できません。
- ※郵送による提出も受付します。野洲市役所こども課あてにお送りください。(入所申請期間中の消印有効・84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。)また、代理の方の提出も可能ですが、記入内容についてお伺いすることがありますのでご注意ください。
- ※4月1日入所については、入所申請期間(窓口受付：11/8～11/11、12/7～12/9 オンライン受付：11/8～12/9)以外の申請は、原則、受付しませんのでご注意ください。
- ※年度途中からの利用(夏季のみ利用等)を希望する方も、必ず入所申請期間中に申請をしてください。
- ※随時受付(入所申請期間後の受付)については、入所児童の状況を確認した上で、入所申請を受付します。申請受付は、4月1日以降となります。申請は、入所希望月初日の14日前(当該日が閉庁日であった場合は、前日の開庁日)までに関係書類を全部揃えて、こども課まで提出してください。

例) 入所希望月5月1日 → 4月17日までに提出

書類不備あるいは入所要件に合致していない場合は、期限までに申請をしても入所できません。また、この申請時点で既に定員に達している場合は入所待機となります。なお、支援が必要な児童については、委員会等を開催し適正な指導員数の配置を検討する必要があり、また受入状況等により、希望月からの入所ができないことがありますので、ご了承ください。

## X I. 保育料等

- 兄弟姉妹二人以上の入所の場合、同じ月に兄弟姉妹が在籍する月は第二子以降の保育料のみ半額となります。
- 以下の場合であっても、保育料等(おやつ代を含む)は基本的に規定の月額料金となります。
  - ・家庭の都合や病気などでこどもの家を休んだ場合
  - ・月途中で退所または、土曜保育を取り消した場合
  - ・台風時等の臨時閉所及びインフルエンザ等の感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)での臨時閉所や学校閉鎖等により登所しない場合
  - ・土曜日に運動会等のイベントが実施された場合
- 台風などで公共交通機関が遅延などした場合であっても原則保育料等(緊急延長保育料及びおやつ代を含む)は必要です。

① 保育料

■ 通年保育利用者 ■

| 保育の種類 | 月     | 保育料月額   | 土曜保育料月額 |
|-------|-------|---------|---------|
| 通年保育  | 4月～3月 | 10,000円 | 2,500円  |

■ 季節保育利用者 ■

| 保育の種類  | 月   | 保育料月額   | 各季土曜保育料月額 |
|--------|-----|---------|-----------|
| 春季（4月） | 4月  | 8,000円  | 1,250円    |
| 夏季     | 7月  | 9,000円  | 1,250円    |
|        | 8月  | 22,000円 | 2,500円    |
| 冬季     | 12月 | 6,000円  | 1,250円    |
|        | 1月  | 4,000円  | 1,250円    |
| 春季（3月） | 3月  | 8,000円  | 1,250円    |

※通年保育を利用する場合は、季節保育の期間のみの利用はできません。

※季節保育を利用する場合は、上記種類毎の利用となります。4種類を更に細かく分けての利用はできません。

※通年土曜保育ならびに各季土曜保育は、月単位で申し込み可能です。

※上記の月額保育料には保険料を含みます。

② おやつ代

| 保育の種類 | 料 金               |
|-------|-------------------|
| 通年保育  | 月額 1,200円         |
| 季節保育  | 実施保育日数で求めた月額料金    |
| 土曜保育  | なし ※おやつは、持参してください |

③ 延長保育料

1) 延長保育料（月額）

| 区 分                     | 延長保育料（月曜～金曜） |
|-------------------------|--------------|
| 早朝延長保育A：午前7時30分～午前8時30分 | 2,000円       |
| 早朝延長保育B：午前8時～午前8時30分    | 1,000円       |
| 夜間延長保育：午後6時～午後7時        | 2,000円       |

※利用月の初日の7日前（当該日が閉庁日であった場合は、前の日の開庁日）までに申請が必要です。保育料は利用月の請求となります。

※早朝の延長保育は、原則、学校休業期間に実施します。4月・7月・12月・1月・3月の早朝延長保育料は、実施期間の日割りによって算出します。

※季節保育における夜間の延長保育（8月を除き）は、実施期間の日割りによって算出します。

※通年入所の方で、運動会等の振替休校時及び6年生で卒業式当日から修了式前日までの間（学校が定義している3月の春休みが始まるまでの間）の早朝延長保育料は、日割り計算を行っていません。早朝延長保育を利用される場合は、緊急延長申請書の提出が必要となります。

2) 土曜延長保育料 (月額)

| 区 分                     | 土曜延長保育料 |
|-------------------------|---------|
| 早朝延長保育A：午前7時30分～午前8時30分 | 500円    |
| 早朝延長保育B：午前8時～午前8時30分    | 250円    |
| 夜間延長保育：午後6時～午後7時        | 500円    |

※季節保育利用者の土曜延長保育料は、夏季（8月）については、上記の金額、春季（4月）、夏季（7月）、冬季（12月）、冬季（1月）、春季（3月）については上記の半額になります。（10円未満切捨て）

3) 緊急延長保育料 (緊急事情による延長保育)

| 区 分                                  | 保育料の額  |
|--------------------------------------|--------|
| 早朝延長保育A：午前7時30分～午前8時30分              | 400円/回 |
| 早朝延長保育B：午前7時30分～午前8時<br>午前8時～午前8時30分 | 200円/回 |
| 夜間延長保育：午後6時～午後7時                     | 400円/回 |

※保育料は利用月の翌月の請求となります。

※朝の送りが早い場合や夕方の迎えが遅れた場合は、緊急延長保育をご利用ください。

※特に季節の朝の送りについて、保育に間に合うために通常保育時間の数分前の送りとなった場合も緊急延長の対象となりますので、ご注意ください。

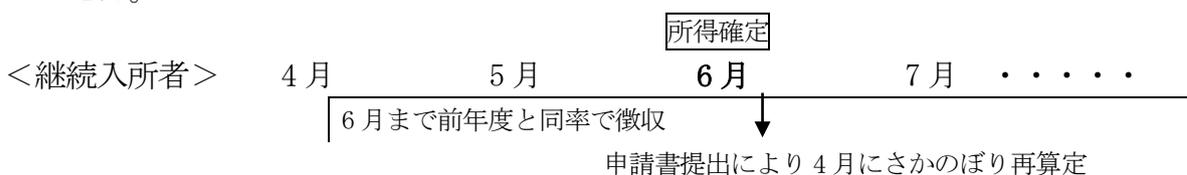
#### ④ 保育料の減免 <重要>

基本保育（通年保育、季節保育及び土曜保育）の保育料を減免します。  
減免対象になると思われる方については、減免申請書に下記それぞれの添付書類を併せて、提出が必要です。  
提出時期等詳細については後日、ご案内します。

| 種 類                                                                          | 減免率     | 添付書類                                                       | 措 置                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ①生活保護法の規定により保護を受けている場合                                                       | 10割     | 生活保護受給証明など生活保護を受けていることを証明する書類（生活保護担当課窓口で発行を申請すると即日交付されます。） | 継続入所者、新規入所者とも<br>4月に申請書と添付書類を提出                                 |
| ②当該年度の市町村民税非課税世帯                                                             | 9割      | 原則、添付書類はありません。                                             | 継続入所者 → 6月分までは前年度と同じ減免率で徴収。後日案内する時期（6月頃）に申請書と左記添付書類を提出。これにより再算定 |
| ③当該年度の市町村民税所得割非課税世帯                                                          | 7割      |                                                            |                                                                 |
| ④母子・父子・祖父母家庭で、児童を養育する者の前年合計所得金額が500万円以下の場合<br>※合計所得金額とは、課税証明書においては合計所得金額欄のこと | 2割      | 母子・父子・祖父母家庭の証明（児童扶養手当証書の写しまたは福祉医療受給券の写しの添付でも可）             | 新規入所者 → 後日案内する時期（6月頃）に申請書と左記添付書類を提出                             |
| ⑤災害その他の事情がある場合                                                               | 市長が定める率 | 災害その他の事情がわかる書類                                             | 適 時                                                             |

※継続入所で令和5年度に減免措置を受けた保護者の方については、令和6年度の市町村民税の課税状況が確定するまでの間、年度当初の4月分から約3ヶ月間の保育料は、暫定的（前年度と同様の減免率による保育料）に決定・徴収します。課税決定後に引き続き前年度と同様の減免率が適用できるかどうか、申請書提出によって審査します。審査の結果を踏まえ本年度の保育料を正式決定し、4月にさかのぼり、還付・追加徴収等を行います。

※おやつ代・月額延長保育料（土曜延長保育料も含む）・緊急延長保育料は減免しません。



⑤ 納付方法等

こどもの家保育料等は、こども課が口座振替で徴収します。口座振替日は原則、**毎月月末、12月25日**（土曜・日曜祝日の場合は、金融機関翌営業日）となります。振替口座の残高をご確認いただきますようお願いいたします。なお、手続きについては入所決定通知書送付の際にご案内を同封します。

## XII. 退所について

退所する場合は、利用最終月の末日までに「こどもの家退所届」を、こどもの家またはこども課に提出してください。利用最終月の保育料等は、規定の料金がかかります。例えば、夏季季節保育から退所する場合、7月1日以降に退所届を提出すると7月分の料金がかかります。必ず6月末までに退所届を提出してください。

また、他市へ転出する（住民票を移した）場合は、当市のこどもの家の入所要件を欠くこととなりますので、退所していただきます。

※年度途中で退所された場合、当該年度においては同一の入所要件では再入所できませんのでご注意ください。（退所後に入所要件が変わり再入所を希望される場合は、新たな就労証明書等の必要書類と理由書をご提出いただきます。）

## XIII. その他

**3ヶ月以上保育料が未納となった場合は、こどもの家を退所**していただきます。

なお、継続入所を希望されても過去の保育料に未納があった場合は、入所を不許可とします。

ご不明な点がございましたら、下記のいずれかへお問い合わせください。

野洲市健康福祉部こども課（西別館）  
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1  
TEL (077) 587-6052 Fax (077) 586-2176

野洲市社会福祉協議会（学童保育所指定管理者）  
〒520-2413 滋賀県野洲市西河原 2400 番地  
北部合同庁舎 2 階  
TEL (077) 589-4683 Fax (077) 589-5783